

社会福祉法人菊水学園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人菊水学園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員には、報酬及び賞与を支給し、退職手当その他の手当では支給しない。
 - (2) 非常勤の役員等には、業務に応じた報酬を支給し、賞与及び退職手当その他の手当では支給しない。
- 2 前項の規程にかかわらず、役員等が熊本市外に出張するときは、社会福祉法人菊水学園旅費規程を準用し、当該規程に定める交通費及び宿泊費に相当する額を別途支給する。
- 3 役員等がその業務に際して出席者負担金(参加費)、資料代等を必要とするときは、その実費を別途支給することができる。

(常勤の役員に対する報酬等の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、6月1日、12月1日にそれぞれ在任する者に別表第2に定める額

(非常勤の役員等に対する報酬等の算定方法)

第5条 非常勤の役員等に対する報酬の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額

(職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等は支給しない。

(常勤の役員に対する報酬等の支給方法)

第7条 報酬については、当月25日（その日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日）に支給し、賞与については、毎年7月15日及び12月15日に支給する。

2 報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申し出があった額を控除して支給することができる。

3 常勤の役員に対する報酬等の支払いは銀行振り込みにより行う。

(非常勤の役員に対する報酬の支給方法)

第8条 報酬については、その都度もしくは当月分を一括して翌月15日（その日が金融機関の休日に当たる場合は、その前日）に支給する。

2 報酬の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額及び本人から申し出があった額を控除して支給することができる。

3 非常勤の役員等に対する報酬の支払いは、その都度支給する場合は現金で、当月分を一括して翌月支給する場合は銀行振り込みにより行う。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規程にかかわらず、役員が死亡により退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 報酬等の額に1円未満の端数が生じたときには、50銭未満の端数は切り捨て、50銭異常1円未満の端数はこれを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員に対する報酬）

役職名	報酬の月額
理事長	社会福祉法人菊水学園給与規程職員の等級別標準職務表 7級1号俸に相当する額
理事	社会福祉法人菊水学園給与規程職員の等級別標準職務表 5級1号俸に相当する額

別表第2（常勤の役員に対する賞与）

6月の賞与	報酬月額 × 2. 1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額 × 2. 2ヶ月分

別表第3（非常勤の役員等に対する報酬）

業務の内容	報酬額
理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席	3,000円/日
役員等の外部研修会、会議等への出席	3,000円/日
施設外行事への出席	3,000円/日
行政機関による監査への立ち会い	3,000円/日
監事による監査	3,000円/日
入札を実施する際の立ち会い	3,000円/日
事務決裁や打ち合わせなどの法人運営に係る内勤業務 (上記の業務を除く)	1,000円/時間